

平成29年 No.16

○東京学芸大学附属学校教員選考規程の一部を改正する規程の制定について

改正理由

附属学校運営部に新たに附属学校運営部長を置くこと及び選考方法を明確にすることに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成29年 3月24日 附属学校運営会議 審議・承認

東京学芸大学附属学校教員選考規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成29年 3 月27日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成29年規程第12号

東京学芸大学附属学校教員選考規程の一部を改正する規程

東京学芸大学附属学校教員選考規程（平成18年規程第25号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学附属学校教員選考規程の一部改正について

改正理由：附属学校運営部に新たに附属学校運営部長を置くこと及び選考方法を明確にすることに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (組織) 第7条 副校長推薦委員会は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) 附属学校を所掌する副学長 (2) <u>附属学校運営部長</u> (3) 附属学校運営参事 (4) 当該校の長 (5) 附属学校を所掌する副学長が他の附属学校の長のうちから指名した者 <u>3名</u> 〔省略〕 (主幹教諭候補者の選考) 第11条 主幹教諭候補者の選考は、主幹教諭の選考を必要とする附属学校（この章において「当該校」という。）の長が主幹教諭候補適格者として<u>附属学校運営部長</u>（以下「運営部長」という。）に推薦した者1名について、運営会議が行う。 2 〔省略〕 3 <u>運営部長</u>は、当該校の長から主幹教諭候補適格者の推薦を受けたときは、運営会議委員長に報告し、運営会議委員長は、運営会議を招集しなければならない。 4・5 〔省略〕 6 前項の選考において、主幹教諭候補者が選考されなかったときは、当該校の長は、他の主幹教諭候補適格者を<u>運営部長</u>に推薦しなければならない。 7・8 〔省略〕 〔省略〕 (組織) 第14条 推薦委員会は、次に掲げる委員を持って組織する。 (1)～(3) 〔省略〕 (4) 当該校の長が当該校の主任等（附属学校運営規程第15条、第16条第1項及び第	〔省略〕 (組織) 第7条 副校長推薦委員会は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) 附属学校を所掌する副学長 (2) 附属学校運営参事 <u>2名</u> (3) 当該校の長 (4) 附属学校を所掌する副学長が他の附属学校の長のうちから指名した者 <u>4名</u> 〔省略〕 (主幹教諭候補者の選考) 第11条 主幹教諭候補者の選考は、主幹教諭の選考を必要とする附属学校（この章において「当該校」という。）の長が主幹教諭候補適格者として<u>運営参事</u>に推薦した者1名について、運営会議が行う。 2 〔省略〕 3 <u>運営参事</u>は、当該校の長から主幹教諭候補適格者の推薦を受けたときは、運営会議委員長に報告し、運営会議委員長は、運営会議を招集しなければならない。 4・5 〔省略〕 6 前項の選考において、主幹教諭候補者が選考されなかったときは、当該校の長は、他の主幹教諭候補適格者を<u>運営参事</u>に推薦しなければならない。 7・8 〔省略〕 〔省略〕 (組織) 第14条 推薦委員会は、次に掲げる委員を持って組織する。 (1)～(3) 〔省略〕 (4) 当該校の長が当該校の主任等（附属学校運営規程第16条第1項及び第2項に規

2項に規定するもの)のうちから指名した者 1名 (5) 〔省略〕 2 〔省略〕 〔省略〕 (教諭等候補者の選考) 第17条 教諭等候補者の選考は、推薦委員会が教諭等候補適格者として<u>運営部長</u>に推薦した者の中から、運営会議が行う。 2 〔省略〕 3 <u>運営部長</u>は、推薦委員会から教諭等候補適格者の推薦を受けたときは、運営会議委員長に報告し、運営会議委員長は、運営会議を招集しなければならない。 4～7 〔省略〕 (選考の省略) 第18条 <u>人事交流協定に基づく人事交流</u>に関しては、この規程による選考を省略するものとする。 〔省略〕 様式1 副校長候補者選考申請書 〔省略〕 2 上記1の申請について承認後に開設する、副校長候補適格者推薦委員会の構成委員は次のとおり予定しています。(第7条による委員) (1) <u>附属学校を所掌する副学長</u> (2) <u>附属学校運営部長</u> (3) <u>附属学校運営参事</u> (4) <u>附属学校運営参事</u> (5) <u>附属</u> 学校長 (当該校の長)	定するもの)のうちから指名した者 1名 (5) 〔省略〕 2 〔省略〕 〔省略〕 (教諭等候補者の選考) 第17条 教諭等候補者の選考は、推薦委員会が教諭等候補適格者として<u>運営参事</u>に推薦した者の中から、運営会議が行う。 2 〔省略〕 3 <u>運営参事</u>は、推薦委員会から教諭等候補適格者の推薦を受けたときは、運営会議委員長に報告し、運営会議委員長は、運営会議を招集しなければならない。 4～7 〔省略〕 (選考の省略) 第18条 <u>東京都公立学校、筑波大学附属学校、お茶の水女子大学附属学校及び東京大学教育学部附属学校間人事交流</u>に関しては、この規程による選考を省略するものとする。 〔省略〕 様式1 副校長候補者選考申請書 〔省略〕 2 上記1の申請について承認後に開設する、副校長候補適格者推薦委員会の構成委員は次のとおり予定しています。(第7条による委員) (1) <u>附属学校運営参事</u> (2) <u>附属学校運営参事</u> (3) <u>附属</u> 学校長 (当該校の長)
--	--

(6) 附属 学校長
(7) 附属 学校長
(8) 附属 学校長

様式2

副校長候補適格者選考結果報告書

[省略]	推薦委員会			[省略]
	開 催 年月日	賛 成 投票数	推薦委員職・氏名	
			<u>附属学校を所掌する副学長</u> <u>附属学校運営部長</u> 附属学校運営参事 附属学校運営参事 附属 学校長 附属 学校長 附属 学校長 附属 学校長	

[省略]

様式4

副校長候補者選考資料

[省略]				
<u>適</u> <u>性</u> に	責任感	[省略]	評定	A・B・C
	信頼性	[省略]	評定	A・B・C

(4) 附属 学校長
(5) 附属 学校長
(6) 附属 学校長
(7) 附属 学校長

様式2

副校長候補適格者選考結果報告書

[省略]	推薦委員会			[省略]
	開 催 年月日	賛 成 投票数	推薦委員職・氏名	
			附属学校運営参事 附属学校運営参事 附属 学校長 附属 学校長 附属 学校長 附属 学校長 <u>附属 学校長</u>	

[省略]

様式4

副校長候補者選考資料

[省略]				
<u>適</u> <u>正</u> に	責任感	[省略]	評定	A・B・C
	信頼性	[省略]	評定	A・B・C

ついで の 所 見	柔軟性	〔省略〕	評定	A・B・C
	指導力	〔省略〕	評定	A・B・C
	実践力	〔省略〕	評定	A・B・C
	企画力	〔省略〕	評定	A・B・C
	〔省略〕			
〔省略〕				
様式6				
主幹教諭候補者選考調書				
〔省略〕				
Ⅱ 研究業績				
1 著書				
2 論文				
3 研究発表				
〔省略〕				
様式7				
主幹教諭候補者選考資料				
適性 に つ い て の	責任感	〔省略〕	評定	A・B・C
	信頼性	〔省略〕	評定	A・B・C
	柔軟性	〔省略〕	評定	A・B・C
	指導力	〔省略〕	評定	A・B・C
	実践力	〔省略〕	評定	A・B・C

ついで の 所 見	柔軟性	〔省略〕	評定	A・B・C
	指導力	〔省略〕	評定	A・B・C
	実践力	〔省略〕	評定	A・B・C
	企画力	〔省略〕	評定	A・B・C
	〔省略〕			
〔省略〕				
様式6				
主幹教諭候補者選考調書				
〔省略〕				
Ⅱ 研究業績				
1 著書				
2 論文（ <u>実践報告などを含む。</u> ）				
3 研究発表				
〔省略〕				
様式7				
主幹教諭候補者選考資料				
適正 に つ い て の	責任感	〔省略〕	評定	A・B・C
	信頼性	〔省略〕	評定	A・B・C
	柔軟性	〔省略〕	評定	A・B・C
	指導力	〔省略〕	評定	A・B・C
	実践力	〔省略〕	評定	A・B・C

所見	企画力	〔省略〕	評定	A・B・C		所見	企画力	〔省略〕	評定	A・B・C
〔省略〕						〔省略〕				
〔省略〕						〔省略〕				
附 則										
この規程は、平成29年4月1日から施行する。										